

建物等譲与契約書（案）

譲与人吹田市（以下「甲」という。）と譲受人〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により建物等の譲与契約を締結する。

（譲与物件）

第 1 条 甲は、次の表に記載の建物（附帯設備及び備品を含む。以下「譲与建物」という。）を乙に譲与するものとする。

所在地	吹田市穂波町 1 5 番 3 0 号
不動産	建物 鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 8 7 2 . 7 5 m ² 、その他附帯設備
動 産	遊具その他備品（別紙のとおり）

（所有権の移転）

第 2 条 譲与建物の所有権は、平成 3 0 年 4 月 1 日に甲から乙に移転するものとする。

2 譲与建物は、未登記のまま所有権を移転する。

（譲与建物の引渡し）

第 3 条 甲は、平成 3 0 年 4 月 1 日に譲与建物をその所在する場所において、現状のまま乙に引き渡し、乙はその受領書を甲に提出するものとする。

（所有権移転の登記）

第 4 条 乙は、前条の規定により譲与建物の引渡しを受けたときは、乙の費用において必要な登記を行うものとし、甲はその登記に協力するものとする。

（担保責任）

第 5 条 乙は、この契約締結後譲与建物に瑕疵のあることを発見しても、甲に対して損害賠償の請求をすることができない。

（使用用途に供すべき期日及び期間）

第 6 条 乙は、譲与建物を、平成 3 0 年 4 月 1 日（以下「指定期日」という。）から 1 0 年間（以下「指定期間」という。）、保育所用建物としての用途に自ら供しなければならない。

（権利義務の移転等の禁止）

第 7 条 乙は、指定期日から指定期間満了の日まで、甲の承認を受けずに譲与建物の所有権を第三者に移転してはならない。

（実地調査等）

第 8 条 甲は、指定期間中、随時、乙の譲与建物の使用状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。この場合乙は、調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がこの契約書に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第10条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに譲与建物を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が譲与建物を原状に回復させることが適当でないことを認めるときは、原状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により譲与建物を甲に返還するときは、甲の指定する日までに当該建物の所有権抹消登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 乙は、第9条の規定によりこの契約を解除された場合において、当該建物に投じた有益費、必要経費又はその他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(公租公課の負担)

第12条 引渡し以降、譲与建物に賦課される公租公課については、乙の負担とする。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第14条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市

代表者 吹田市長 後藤 圭二 印

乙 吹田市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇法人

理事長 〇〇 〇〇 印